高浜市建築物耐震改修促進計画

令和3年3月

愛知県高浜市

高浜市建築物耐震改修促進計画

目次

	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 - 1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 - 2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 - 3	本市において想定される地震の規模及び被害の想定⋯⋯⋯⋯⋯	5
第2章	計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 - 1	対象となる区域、計画期間、建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	住宅の耐震化の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 - 3	建築物の耐震化の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第3章	計画の方針及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3 - 1	計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3 - 2	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第4章	耐震化及び減災化の促進を図るための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4 - 1		
	删 辰化火ひ減火化に叩り に仅制力性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4 - 2	住宅の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4 - 2 4 - 3	住宅の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 34
4 - 2 4 - 3 4 - 4	住宅の耐震化の促進····· 建築物の耐震化の促進····· 住宅・建築物の減災化の促進·····	31 34 35
4 - 2 4 - 3 4 - 4 4 - 5	住宅の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 34 35 38
4 - 2 4 - 3 4 - 4 4 - 5	住宅の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 34 35 38 43
4 - 2 4 - 3 4 - 4 4 - 5 4 - 6	住宅の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 34 35 38 43
4 - 2 4 - 3 4 - 4 4 - 5 4 - 6	住宅の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 34 35 38 43 45
4 - 2 4 - 3 4 - 4 4 - 5 4 - 6 第 5 - 1 第 5 - 章	住宅の耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31 34 35 38 43 45 45

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建物の倒壊や火災などにより 多くの尊い命が失われました。なお、この地震の約9割が建物の倒壊などによる 圧迫死であり、倒壊した建物の多くは昭和56年以前に建築された「旧耐震基準 建築物」であったことが判明しています。

この震災を契機に、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 (以下「耐震改修促進法」という。)が施行され、平成17年12月には、計画的な 耐震化の促進を図るため、市町村においても「耐震改修促進計画」の策定に努 めるよう耐震改修促進法が改正されました。

本市では、平成20年3月に国及び愛知県の方針に基づいた数値目標を盛り込んだ「高浜市建築物耐震改修促進計画(以下「計画」という。)」の第1期計画(平成20年度~平成27年度)を策定しました。なお、その後の平成23年に東日本大震災が発生し、改めて建物の耐震化の重要性が認識され、併せて災害時の被害を最小化する「減災」の重要性が認識されることとなりました。また、平成25年11月に、再度、耐震改修促進法が改正されたことから、これらに対応するため、平成28年3月に第2期計画(平成28年度~平成32年度(令和2年度))を取りまとめ、これらの計画に基づき、愛知県や地域団体と連携を図りながら、建物の耐震化や減災化施策に取り組んでまいりました。

こうした中、本年3月に第2期計画の計画期間が終了を迎えることや、また、 甚大な被害をもたらした平成23年の東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震 や平成30年の大阪府北部地震など各地で大地震が頻発しています。本市を含む 東海地方においては、現在も南海トラフ巨大地震について発生の切迫性が指摘 され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。 以上のことから、地震による被害を未然に防ぐため、本市の耐震化の進捗状 況を確認するとともに、新たな目標を定め、更なる建物の耐震化及び減災化を 目指し、第3期計画(令和3年度~令和12年度)を策定するものです。

【参考1:阪神・淡路大震災の被害状況】

■発生状況

日 時	震源地	震源の深さ	震度	マグニ チュード
H7. 1. 17 AM5:46	淡路島北部 北緯 34 度 36 分 東経 135 度 02 分	16 k m	7 (神戸、西宮の一部) 6 (神戸、州本 他) 5 (豊岡、彦根、京都 他) 4 (姫路、津 他)	7. 3

出典:神戸市消防局ホームページ

■被害の状況

死 者	負傷者	全壊及び半壊家屋	焼失家屋
6, 434 人	43, 792 人	249, 180 棟	全焼 6,965 棟 半焼 80 棟

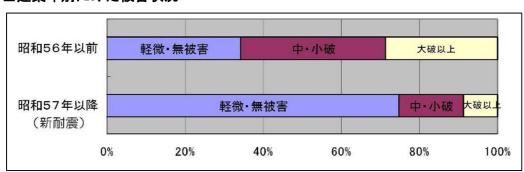
出典:神戸市消防局ホームページ

■死因及び死者数

死 因	死者数
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人(88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550人(10%)
その他	121 人(2%)
計	5,502人 (100%)

出典:平成7年度版「警察白書」) 警察庁調べ

■建築年別にみた被害状況



出典:平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

【参考2:愛知県における被害想定及び減災効果】

震度6強 マグニチュード9.0 (理論上最大モデル)

■建物被害

項目	被害想定	減災効果	
揺れによる全壊棟数	約 242, 000 棟	約 103, 000 棟 (約 6 割減)	

■人的被害

項目	被害想定	減災効果		
死者数	約 29,000 人	約 11, 000 人 (約 6 割減)		
うち、建物倒壊 等による死者	約 14, 000 人	約 4, 900 人 (約 7 割減)		

【減災効果】

- ・建物の耐震化率 100%の達成(現状:約85%)
- ・家具等の転倒、落下防止対策実施率 100%の達成(現状:約50%)等

愛知県防災会議(平成26年5月)より編集

【参考3:「減災」という考え方】

「減災」という考え方は、地震や津波などの巨大災害に対し、災害を防ぐ 「防災」だけではなく、被害が出ることを前提にして、それをできるだけ抑 えるという考え方です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓からも、被害を完全になくすのは 困難でも最小限にとどめることは可能で、そのための日頃の備えや取組が重要です。

地震による建物の倒壊等から身を守るために、耐震改修や建て替え等により十分な耐震性を確保することができない場合でも、耐震性を徐々に高めていく段階的耐震改修や耐震シェルターの設置、家具の転倒防止対策を行うことなども減災化にあたります。

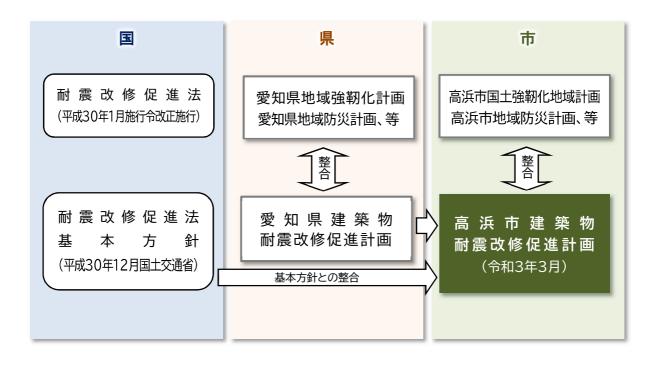
また、被害想定や避難場所を示したハザードマップの作成、防災教育等の ソフト面の対策や、家庭内での「自助」や地域内での「共助」の体制を築く ことで、災害からの早期復興・復旧にも役立てることができます。

国は、平成 16 年版の「防災白書」において減災推進の考えを初めて提言 し、国、地方自治体、地域コミュニティ、企業、家庭、個人の各レベルでの 減災の取組の必要性を強調しています。

1-2 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定し、国の「建築物の耐震 診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)」 愛知県建築物耐震改修促進計画、高浜市国土強靭化地域計画及び高浜市地域防 災計画等と整合性のある計画として位置づけます。



1-3 本市において想定される地震の規模及び被害の想定

1 想定される地震の規模及び被害の状況

愛知県防災会議地震部会では、平成23年度から平成25年度までの間に南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震による被害予測調査を実施し、平成26年5月に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」が公表されました(平成27年12月一部修正)。

この被害予測調査で調査対象とされた地震・津波は、大別して「過去地震最大モデル」**1と「理論上最大想定モデル」**2の二つの地震モデルを想定しています。

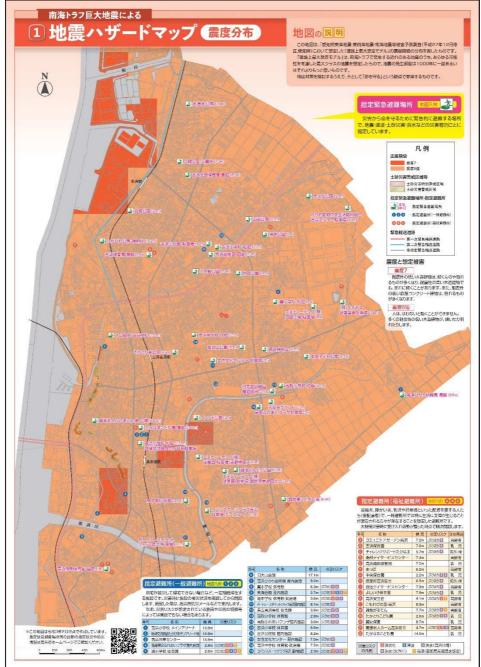
- ※1「過去地震最大モデル」とは、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模が大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海及び昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルで、愛知県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけられるものです。
- ※2「理論上最大想定モデル」とは、南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのものを想定したもので、1,000年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いモデルで、愛知県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものです。

この震源及び波源モデルは、平成24年8月に内閣府から公表された最大クラスの地震モデルと同じもので、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震源モデル(5通り)のうち、陸側ケースと東側ケースを想定しています。

(1) 想定される震度

本市における地震による「理論上最大想定モデル(陸側)」で想定される震 度分布図では、広い範囲で震度6強の強い揺れが想定され、一部の地域で震度 7の非常に強い揺れが想定されるところもあります。

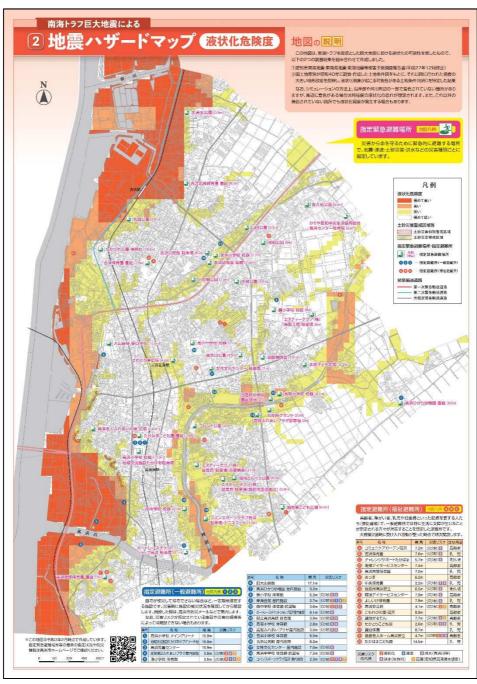
■本市における想定震度(「理論上最大想定モデル(陸側)」 南海トラフ巨大地震による 1 地震ハザードマップ 震度分布



出典:高浜市防災マップ(令和3年3月)

(2) 想定される液状化の状況

本市においては、市域の大部分が「液状化の可能性が極めて低い」と想定されていますが、臨海部の埋立て地が含まれる新田町、芳川町、青木町、碧海町、田戸町の沿岸部及び稗田川の後背低地など、一部の地域で危険性があるとされ、その中には「可能性が極めて高い」とされている地域もあります。



出典:高浜市防災マップ(令和3年3月)

(3) 本市における被害想定

愛知県防災会議地震部会が公表した本市の主な被害予測によると、建物被害としては、地震の揺れによる全壊棟数及び出火による建物焼失棟数を合せて、過去地震最大モデルで約1,100棟、理論上最大想定モデルで約5,300棟と予測されています。

死者数は、過去地震最大モデルでは約40人、理論上最大想定モデルでは約300人と予測されています。

高浜市の主な被害予測結果

INVITOR T O INC. 1 WHAN								
		単位	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル (陸側ケース)				
高浜市	想定最大震度	震度	6強	7				
	揺れ	棟	約500	約3,000				
全壊・焼失	液状化	棟	約10	約10				
棟数	浸水・津波	棟	約20	約20				
(冬夕方18時発	急傾斜地崩壊等	棟	*	*				
災)	火災	棟	約500	約2,200				
	全壊・焼失棟数計	棟	約1, 100	約5,300				
	建物倒壊	人	約30	約200				
	浸水・津波	人	約20	約30				
死者数	急傾斜地崩壊等	人	*	*				
(冬深夜5時発	火災	人	*	約60				
(X)	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	人	*	*				
	死者数 計	人	約40	約300				
	上水道 断水人口	人	約44,000	_				
	下水道 機能支障人口	人	約500	_				
ライフライン 機能支障	停電軒数	軒	約18,000	_				
(発災1日後) (冬夕方18時発	固定電話 不通回線数	回線	約5, 200	_				
災)	携帯電話 停波基地局率	%	80	_				
	都市ガス 復旧対象戸数	戸	約5,800	_				
	L Pガス機能 支障世帯数	世帯	約1,400	_				
避難者数	1日後	人	約5、000					
(冬夕方18時発	1 週間後	人	約11,000	_				
災)	1ヵ月後	人	約10,000	_				
帰宅困難	鮨者数(昼12時)	人	約1,800~約2,300	_				
災害廃棄物	物等(冬夕方18時)	千沙	約210	_				

出典: 平成23年度~25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書 (平成26年3月 愛知県)

(注) 「*」:被害わずか(5未満)、5以上100未満:一の位を四捨五入

第2章 計画の基本的事項

「基本方針」では、市町村が策定する耐震改修促進計画には、都道府県耐震 改修促進計画を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、 建物の現状を勘案し、建物の用途ごとに目標を定めることとされています。

本計画は、建物の耐震化及び減災化の実施に関する目標を定め、市内の住宅 及び住宅以外の建築物の耐震化を促進することにより、本市の防災力を高め、 地震による市民の生命及び建物の被害を始めとした財産の損失を未然に防止す るために策定します。

2-1 対象となる区域、計画期間、建物

1 対象区域

本計画の対象区域は、高浜市全域とします。

2 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

3 対象建物

本計画では、全ての住宅・建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月 31日以前に着工された住宅並びに特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義 務付け建築物を重点的に耐震化を図ります。

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)の適用を受けている建築物(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)

- ① 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号)・・・・・ P. 11
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 12
- ③ 県計画又は本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震改修促進法第14条第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13
- ■耐震診断義務付け建築物
- 1. 要緊急安全確認大規模建築物 (耐震改修促進法附則第3条) 既存耐震不適格建築物であって、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの
- 2. 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条) 耐震改修促進法第7条に示される建築物で、以下に示す建築物
- ① 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載された災害時に公益上必要な建築物(耐震改修促進法第7条第1号)
- ② 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)(耐震改修促進法第7条第2号)
- ③ 耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定により本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。)(耐震改修促進法第7条第3号)

■多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号)

法 *1	政令 第6条第2項	用 途	規模		
	第1号	幼稚園、幼保連携認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上		
		小学校、中学校、義務教育学校、中等 教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)		
	第2号	老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他こ れらに類するもの			
_		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福 祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ1,000㎡以上		
		学 校 第2号以外の学校			
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する運動施設			
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
第		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			
1 4 条 第		ホテル、旅館			
新 第 1		賃貸住宅*2(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
号		事務所			
	第3号	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類 するサービス業を営む店舗			
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く)			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供す るもの			
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設			
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要 な建築物			
	第4号	体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上		

- *1 法:耐震改修促進法
- *2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

■危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)

法 *1	政令 第7条 第2項		危険物の種類	数 量		
	30-2		火薬	10トン		
			爆薬	5トン		
			工業雷管若しくは電気雷管又は 信号雷管	50 万個		
			銃用雷管	500 万個		
	第1号	火薬類	実包若しくは空包、信管若しくは 火管又は電気導火線	5 万個		
			導爆線又は導火線	500 キロメートル		
			信号炎管若しくは信号火箭又は 煙火	2トン		
第			その他火薬又は爆薬を使用した 火工品	当該火工品の原料となる火薬又は 爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・ 爆薬に定める数量		
714条第2		石油類		危険物の規制に関する政令別表第3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に 掲げる品名及び性質の欄に掲げる		
第 2 号	31 Z 3	消防法第 2 (石油類 8	2条第7項に規定する危険物 ≥除く)	性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量		
	第3号		見則に関する政令別表第4備考 見定する可燃性個体類	30トン		
	第4号		見則に関する政令別表第4備考 見定する可燃性液体類	20 立方メートル		
	第5号	マッチ		300 マッチトン *2		
	第6号	可燃性ガン (第7号、	ス 第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル		
	第7号	圧縮ガス		20 万立方メートル		
	第8号	液化ガス		2,000トン		
	第9号	毒物及び 毒物	物取締法第2条第1項に規定する	20トン		
	第 10 号		制物取締法第2条第2項に規定する 又は気体のものに限る)	200トン		

^{*1} 法:耐震改修促進法

^{*2} マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは並型マッチ (56×36×17mm) で7,200個、約120kg

■地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

a 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び3号の規定に基づき定める道路は、次に掲げる愛知県が指定する緊急輸送道路及び本市が指定する緊急輸送道路を対象の道路とします。

【愛知県指定緊急輸送道路】

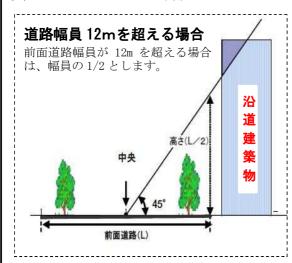
大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧 等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図 ることを目的に設定される道路で、「愛知県地域防災計画」で定められた第1次及び 第2次緊急輸送道路とします。

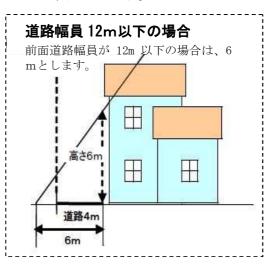
【市指定緊急輸送道路】

地震などの災害発生時において、避難所などへの避難や物資の搬送などに使用される道路で、「高浜市地域防災計画」で定められた緊急輸送道路とします。

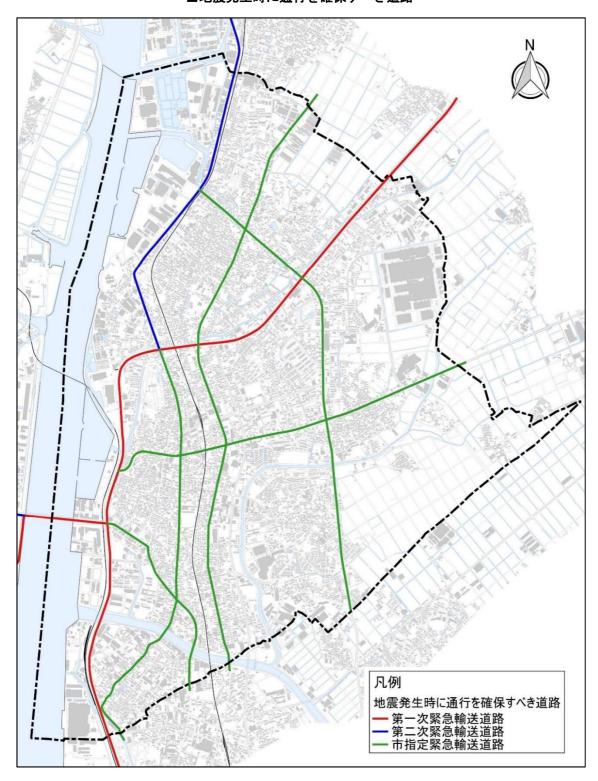
b 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、以下に示す当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物とします。





■地震発生時に通行を確保すべき道路



出典:高浜市防災マップ(令和3年3月)をもとに作成

2-2 住宅の耐震化の現状と課題

住宅の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震基準に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。本計画では、昭和57年以降に建築された住宅・建築物を「新耐震建築物」(住宅を指す場合は「新耐震住宅」)、昭和56年以前に建築された住宅・建築物を「旧耐震建築物」(住宅を指す場合は「旧耐震住宅」)とします。

阪神・淡路大震災後の神戸市中央区の特定地域における木造住宅の全数調査では、昭和56年以前の建築基準法の旧耐震基準(以下「旧耐震基準」という。)によって建築された住宅の6割以上が大きな被害を受けており、旧耐震住宅の耐震化が非常に重要であることが認識されました。

1 住宅の耐震化の現状

住宅・土地統計調査結果を使用して住宅の耐震化率を推計*すると、本市における住宅の耐震化状況は、居住世帯のある住宅18,540戸(平成25年から2,360戸増加)のうち、耐震性がある住宅は16,360戸(平成25年から2,790戸増加)で、耐震化率は88.2%となっており、平成25年から4.3%上昇しています。

5年間で新耐震住宅は2,760戸増加し、旧耐震住宅のうち、耐震性のない住宅は430戸減少しています。

■本市における耐震性のある住宅の割合

(単位:戸)

分	類	新耐震住宅 (耐震性あり)		夏住宅	計	耐震性のある住宅	耐震化率
/3	XH.	1	耐震性あり ②	耐震性あり ② 耐震性なし ③ 3		1+2	间级化
	+ '#	7, 760	600	1, 410	9, 770	8, 360	85.6%
= 7#	木造	(+1, 190)	(+50)	(-360)	(+880)	(+1, 240)	(+5.5%)
戸建	-1 - \#	520	20	120	660	540	81.8%
	非木造	(+30)	(0)	(0)	(+30)	(+30)	(+0.8%)
	十 '生	510	10	50	570	520	91. 2%
戸建	木造	(+310)	(-10)	(-50)	(+250)	(+300)	(+22. 5%)
以外	非木造	6, 820	120	600	7, 540	6, 940	92.0%
	非不坦	(+1, 230)	(-10)	(-20)	(+1, 200)	(+1, 220)	(+1.8%)
		15, 610	750	2, 180	18, 540	16, 360	88. 2%
	計	(+2, 760)	(+30)	(-430)	(+2, 360)	(+2, 790)	(+4. 3%)
			18, 540				

上段の数値は平成30年、()内の数値は平成25年からの増減数 出典:総務省「住宅・土地統計調査」結果(平成30・25・20年)

※住宅・土地統計調査を用いた住宅の耐震化率の推計方法

国が設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」(以下「あり方研究会」という。)が令和2年5月に公表した報告において、耐震改修の実態をより正確に反映できる住宅の耐震化率の推計方法が新たに示されました。

本市では、「あり方研究会」で示された耐震化率の推計方法に準じて、平成30年及び平成25年の住宅の耐震化率を算出しています。

2 住宅の無料耐震診断・耐震改修制度の実績

本市では、平成14年度から「木造住宅無料耐震診断事業」、平成15年度から 「木造住宅耐震改修費補助制度」を実施しています。令和元年度末現在の耐震 診断事業実績は1,066件、このうち戸建て住宅が1,044件です。

また、令和元年度末時点の耐震改修費補助事業実績は、110件(うち耐震シェルター3件、共同住宅1件)となっています。

木造住宅耐震診断事業で行った耐震診断のうち、総合評点1.0未満(「やや危険」又は「倒壊の危険あり」)の住宅は約89%(共同住宅を含む)となっており、約68%は総合評点0.7未満(「倒壊の危険あり」)という診断結果となっています。

これらの住宅については、早期に耐震改修を行っていく必要があります。

■民間木造住宅耐震診断事業及び民間木造住宅耐震改修費補助事業の実績

(単位:戸)

				耐震診	断事業				耐震改修費	貴補助事業
		戸建で	て住宅			共同住宅			戸建て住宅	共同住宅
年度	診断 耐震診断結果			診断	耐	震診断結		補助	補助	
	件数	0.7未満	0.7~ 1.0未満	1.0 以上	件数	0.7未満	0.7~ 1.0未満	1.0 以上	件数	件数
H14	50	12	26	12	_	_	-	-	-	-
H15	243	100	78	65	7	7	_	_	_	_
H16	100	42	35	23	_	_	-	_	2	_
H17	67	27	27	13	1	1	_	_	4	-
H18	89	76	13	-	-	-	-	-	3	_
H19	81	73	8	_	_	_	-	_	2	_
H20	85	71	14	-	6	5	1		17	_
H21	50	48	1	1	1	-	-	-	15	-
H22	49	45	4	-	1	1	-	-	13	-
H23	53	51	2	-	-	-	-	-	23	_
H24	8	8	-	-	1	1	-	-	4	-
H25	9	9	-	-	2	2	-	-	4	_
H26	4	4	-	-	2	2	-	-	4	1
H27	30	28	1	1	1	-	-	-	3	_
H28	86	81	2	3	1	1	-	_	12	_
H29	5	5	-	-	_	_	-	_	_	_
H30	14	14	_	-	_	_	-	_	_	_
R1	21	19	2	-	1	1	-	_	3	_
	1, 044	713	213	118	22	21	1	0	109	1
計	100%			11.3%	100%			0%		
п			島:926 . 7%)			1. 0未 (1	満:22 00%)		11	0

注:令和元年度末時点

出典:高浜市都市政策部都市計画グループ資料

3 住宅の耐震化の課題

(1) 第2期計画(平成28年度~平成32年度(令和2年度))の耐震化目標との差異

本市が平成28年3月に策定した「第2期計画(以下「前計画」という。)」では、令和2年度における住宅の耐震化率の目標を95%に設定し、平成25年から令和2年までの7年間で10%超の耐震化率の上昇を計画していました。

しかし、平成25年から平成30年までの5年間の実績では4.3%の上昇に留まっており、この推移傾向を令和2年度に当てはめると6%前後と推定され、耐震化目標の達成には至っていません。

(2) 補助事業を利用した耐震改修工事の減少

前頁に示した本市の耐震改修費補助事業の実績から、特に平成24年度以降、 市の補助事業を利用した耐震改修工事が減少傾向にあります。

近年、世帯分離が進み、高齢者のみの世帯が増加することと並行して、旧 耐震住宅そのものが築後40年以上を経過することになることから、今後は、 耐震改修工事による耐震化とともに、低コスト耐震化工法による耐震化を促 進していく必要があります。

2-3 建築物の耐震化の現状と課題

住宅以外の建築物については、耐震改修促進法第14条に定められた「特定既存耐震不適格建築物」及び「耐震診断義務付け建築物」並びに市有建築物について現状と課題を整理します。

1 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

令和2年度時点において、本市には耐震改修促進法第14条第1,2,3号に規定する特定既存耐震不適格建築物は56棟存在し、平成27年度から14棟減少しています。

公共建築物は全て耐震化が完了しており、既存耐震不適格建築物として残っているものは全て民間建築物です。

■本市における耐震性がない特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条各号)の状況

(単位:棟)

	調査年度		平成27年			令和2年		特定既存耐震不適
耐震改修 促進法 第14条 第1~3 号合計	分類	旧耐震 建築物	-1			旧耐震 建築物 耐震性 耐震性 あり なし [※]		
	公共建築物	29	26	3	21	21	0	△ 3
	民間建築物	83	16	67	72	16	56	Δ 11
	計	112	42	70	93	37	56	△ 14

(出典:平成27年及び令和2年1月1日現在家屋課税台帳及び補足調査)

* 旧耐震建築物のうち、耐震診断未実施及び耐震診断の結果耐震性を有しないことが判明したものの うち、耐震改修工事未実施の建築物

(1) 多数の者が利用する建築物

令和2年度時点において、耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物のうち既存耐震不適格建築物は、平成27年度の19棟から16棟に減少し、16棟全てが民間建築物(工場及び企業社宅など)です。

■本市における耐震性がない特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条第1号)

(単位:棟)

耐震改修 促進法 第14条 第1号	調査年度		平成27年			特定既存		
	A) NOT	旧耐震			旧耐震建			一 耐震不適 一 格建築物 減少数
	分類	建築物	耐震性 あり	耐震性 なし [※]	築物	耐震性 あり	耐震性 なし [※]	
	公共建築物	28	26	2	21	21	0	Δ 2
	民間建築物	33	16	17	31	15	16	△ 1
	計	61	42	19	52	36	16	Δ 3

(出典:平成27年及び令和2年1月1日現在家屋課税台帳及び補足調査)

^{*} 旧耐震建築物のうち、耐震診断未実施及び耐震診断の結果耐震性を有しないことが判明したものの うち、耐震改修工事未実施の建築物

(2) 危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物

令和2年度時点において、耐震改修促進法第14条第2号に規定する危険物の 貯蔵場または処理場の用途に供する建築物のうち既存耐震不適格建築物は、 平成27年度の4棟から変化せず、4棟全てが民間建築物(危険物の屋内貯蔵所) です。

■本市における耐震性がない特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条第2号)の状況

(単位:棟)

	調査年度		平成27年			特定既存		
耐震改修促進法	分 類	旧耐震 建築物	耐震性あり	耐震性 なし ^{※2}	旧耐震建 築物	耐震性 耐震性 あり なし ^{※2}		耐震不適 格建築物 減少数
第14条 第2号	公共建築物	0	0	0	0	0	0	-
<i>东</i> ∠万	民間建築物	4	0	4	4	0	4	0
	計	4	0	4	4	0	4	0

(出典:平成27年及び令和2年1月1日現在家屋課税台帳及び補足調査)

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

令和2年度時点において、耐震改修促進法第14条第3号に規定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち既存耐震不適格建築物は、平成27年度の47棟から36棟(うち3棟は愛知県指定緊急輸送道路沿道、33棟は市指定緊急輸送道路沿道)で、36棟全てが民間建築物です。

■本市における耐震性がない特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条第3号)の状況

(単位:棟)

耐震改修促進法	調査年度		平成27年			特定既存耐震不適格建築物減少数		
	分類	旧耐震 建築物	耐震性 耐震性 あり なし※		旧耐震建 築物			耐震性 耐震性 あり なし [※]
第14条	公共建築物	1	0	1	0	0	0	Δ 1
おっち	民間建築物	46	0	46	37	1	36	△ 10
	計	47	0	47	37	1	36	Δ 11

(出典:平成27年及び今和2年1月1日現在家屋課税台帳及び補足調査)

^{*} 旧耐震建築物のうち、耐震診断未実施及び耐震診断の結果耐震性を有しないことが判明したものの うち、耐震改修工事未実施の建築物

^{*} 旧耐震建築物のうち、耐震診断未実施及び耐震診断の結果耐震性を有しないことが判明したもののうち、耐震改修工事未実施の建築物

2 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」の所有者に対し、耐震診断を実施しその診断結果の報告を義務付け、所管行政庁がその結果を公表するものとされました。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物とは、耐震改修促進法附則第3条に基づく次の 建築物をいいます。

■ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物で、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物、小学校、幼稚園、老人ホーム等の地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物及び一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場の用途に供する建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なもの

本市では、港小学校校舎(S50年建築・4階・3,620㎡)及び南中学校南校舎(S52年建築・4階・3,960㎡)の2棟が要緊急安全確認大規模建築物に該当しますが、いずれも定められた期限(平成27年12月31日)までに所管行政庁である愛知県に耐震診断結果及び耐震改修実施済であることが報告されています。

(2) 要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物とは、耐震改修促進法第7条に基づく次の建築物をいいます。

① 防災上重要な建築物(耐震改修促進法第7条第1号)

- 愛知県地域防災計画に記載された指定避難所で、被災した住民が滞在する こととなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの
- 愛知県地域防災計画に記載された「災害拠点病院」及び愛知県医療圏保健 医療計画の救急医療の体系に組み込まれた「病院群輪番制参加病院」で、 診療機能を有する建築物のうち既存耐震不適格建築物であるもの

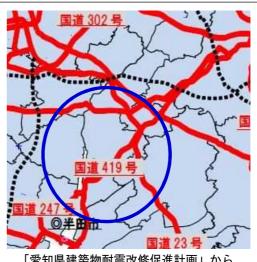
本市には、愛知県地域防災計画で指定された指定避難所が令和2年11月現在 30棟ありますが、これらは、全て耐震性を有しています。また、本市内には、 「災害拠点病院」及び「病院群輪番制参加病院」は、共に存在しません。

- ② 愛知県計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第7条第2号)
 - 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により、県が指定した道路沿道 の通行障害既存耐震不適格建築物

【耐震診断義務付け路線】

愛知県では、耐震改修促進法第5条第3項 第2号の規定に基づき耐震診断義務付け対 象路線を指定しており、本市では国道419 号及び国道247号の市内区間が対象となっ ています。

耐震診断義務付け対象路線沿線の通行障 害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物 であるものに限る)の所有者は、耐震診断 を行い、平成31年3月31日までに、所管行政 庁である愛知県に報告することが義務付け られています。



「愛知県建築物耐震改修促進計画」から 耐震診断義務付け路線図を抜粋

本市において、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき県が指定した耐震診断義務付け路線(国道419号及び国道247号の市内区間)沿道には、通行障害既存耐震不適格建築物は存在していません。

- ③ 本計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第7条第3号)
 - 耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定により、本計画で指定した道路 沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

本計画では、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づく耐震診断義務付け路線は指定していません。耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく指定と併せて、本市の地域防災計画との整合を図りながら、今後検討していきます。

3 市有建築物の耐震化の現状

災害時には、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、学校や公民館などは、避難者収容拠点として多くの市有建築物が応急対策活動の拠点として活用されます。住宅や建築物に限らず、市有建築物の耐震化を進めることは、住民の安全の確保を図るとともに、発災後の迅速な復興活動につながります。

市有建築物86棟(平成27年度から13棟減少)のうち、耐震性のある建築物は72棟で耐震化率は84%、平成27年度から7棟減少、耐震化率は4%の上昇です。その内訳は、防災拠点・救護建築物及び避難所指定のある建築物が100%、その他の建築物が80%となっています。

■本市における市有建築物の耐震化の状況(令和2年)

(単位:棟)

分類	新耐震 建築物 (耐震性あり) ①		旧耐震建築物			計		耐震性のある		R2年 耐震化	
			耐震性 あり②		耐震性 なし③		①+②+ ③		特定建築 物		率
防災拠点・救護建築物	2	(+1)	1	(0)	0	(-1)	3	(0)	3	(+1)	100%
避難所指定のある建築物	9	(+1)	4	(-3)	0	(0)	13	(-2)	13	(-2)	100%
その他の建築物	35	(0)	22	(-5)	12	(-7)	69	(-12)	57	(-5)	83%
計	46	(+2)	27	(-8)	12	(-8)	85	(-14)	73	(-6)	86%

()数値は、平成27年からの増減数

3 建築物の耐震化の課題

(1) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の課題

前計画では、耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格 建築物の合計棟数を平成27年の70棟を令和2年までに14棟とする目標を設定 していました。令和2年時点の既存耐震不適格建築物の合計棟数は56棟と、目 標を大きく達成していません。

(2) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の課題

本市においては、耐震診断義務付け建築物(要緊急安全確認大規模建築物 及び要安全計画記載建築物)の耐震化は完了しています。

(3) 市有建築物の耐震化の課題

本市が所有する建築物のうち、防災拠点・救護建築物及び避難所指定のある建築物については耐震化が完了していますが、耐震診断の義務付けのない 建築物の一部には、耐震化が完了していないものがあります。

第3章 計画の方針及び目標

3-1 計画の方針

平成31年1月に耐震改修促進法施行令が改正され、この改正に伴い、「基本方針」が改正され、新しい住宅・建築物の耐震化の目標の考え方等が示されました。

今回策定する計画は、次の方針に基づいています。

- ■「住宅」及び「建築物」に対して耐震化及び減災化の目標を設定します。
- 住宅の耐震化の目標については、本市における耐震化の現況を整理した上で、 国の目標を参考に設定します。
- 建築物の目標の設定については、本市における耐震化の現況を整理した上で、 特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場ま たは処理場の用途に供する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道 の建築物で耐震性のないもの)について、目標を設定します。
- 耐震診断義務付け対象建築物(「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」)については、本市における耐震化の状況を整理した結果、耐震化が完了しています。
- 減災化の目標については、人命を守る目的の住宅の減災化に加えて、建築物についても、地震による被害を少しでも抑え、市民の生活の迅速な復旧の一助とするために、減災化の目標を設定します。

これらの目標を達成することで、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月中央防災会議)における「10年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させる」という目標の達成に努めます。

3-2 計画の目標

1 住宅の耐震化の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化の目標については、5年後の令和7年度までに耐震化率95%、10 年後の令和12年度までに「耐震性が不十分な住宅を概ね解消」とします。

耐震性が不十分な住宅に対して、平成30年度時点の約2,180戸から 令和7年度には1,050戸程度への減少を目指すものです。

なお、住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含み、全て の住宅を対象とします。



※近年の人口伸び率と住宅数伸び率の相関を参考に、将来人口予測数に伴い、令和7年度時点 の住宅数を設定

■ 目標設定の考え方

耐震改修促進法の改正に伴い改正された平成30年12月21日付国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、「令和2年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれ概ね解消することを目標とする。」とされました。

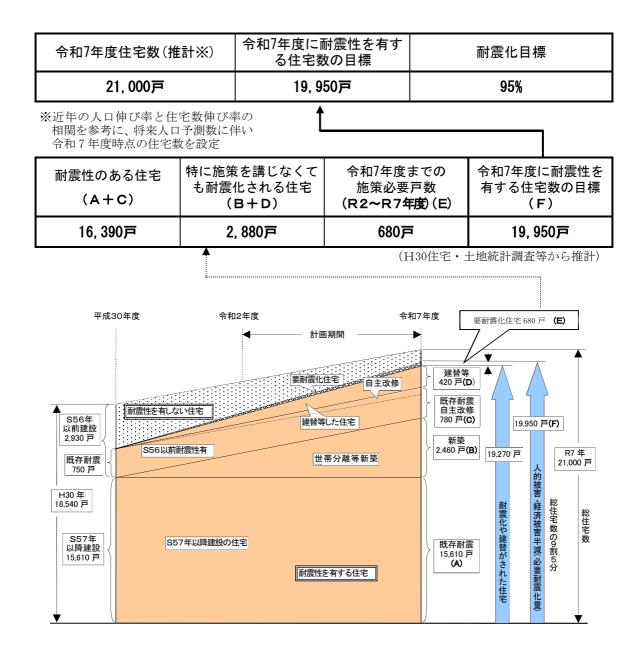
その後、国土交通省が設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」が令和2年5月に公表した報告では、耐震改修の実態をより正確に反映できる住宅の耐震化率の推計方法を示した上、これに基づいて算出した平成30年度時点の全国の推計耐震化率(約87%)を根拠として、住宅の耐震化について現在設定されている目標を5年間スライドさせ、「令和7年に95%、令和12年に耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする」ことが提言され、本市もこれに基づいた目標設定とします。

(2) 目標を達成するために耐震化等が必要となる住宅数

本計画における住宅の耐震化の目標である「令和7年度までに耐震化率を95%に、令和12年度までに耐震性を有しない住宅を概ね解消」を実現するために、住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など支援施策の利用を進め、耐震化の促進を図っていきます。

また、耐震化されない住宅に対しても「住宅倒壊から人命を守る」という 目標に向けて、減災化の促進を図っていきます。

計画の中間年である令和7年度までの耐震化施策と減災化施策の関係及び 令和7年度までに耐震化のための施策が必要となる住宅戸数は次のとおりで す。



■ 令和7年度時点の住宅総数及び耐震性がある住宅数の推計

- ① 近年10年間の人口伸び率11.8% (H17:41,351人、H27:46,236人)、近年10年間の住宅数伸び率18.8% (H20:15,600戸、H30:18,540戸)との相関を参考に、今後も増加傾向が予測される令和7年までの人口伸び率9.4% (R7:50,563人、高浜市人口ビジョン)に伴い、平成30年からの住宅数伸び率を約13%と見込み、令和7年度時点の見込み住宅数を21,000戸に設定
- ② H25~H30の住宅数の増加数 (2,360戸) とH30~R7の上記設定増加数 (2,460戸) について、新旧耐震住宅別及び旧耐震住宅の耐震性有無別の推移(増減)が今後も同様の割合で進むと仮定し、耐震性がある住宅数を算定 (ただし、旧耐震住宅で耐震性ありの住宅の減少はないものもしくは少数と仮定し、その他で調整)

区分			総戸数	新耐震 住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅	耐震性 あり②	耐震性なし	耐震性が ある住宅 ①+②	割合
		H30	9, 770	7, 760	2, 010	600	1, 410	8, 360	85.6%
	戸建て	推移見込	(+920)	(+1, 240)	(-320)	(+40)	(-360)	(+1, 280)	(+4. 6%)
+\^		R7	10, 690	9, 000	1, 690	640	1, 050	9, 640	90. 2%
木造		H30	570	510	60	10	50	520	91. 2%
	戸建て以外	推移見込	(+260)	(+310)	(-50)	(-10)	(-40)	(+300)	(+7. 6%)
		R7	830	820	10	0	10	820	98. 8%
	戸建て	H30	660	520	140	20	120	540	81.8%
		推移見込	(+30)	(+40)	(-10)	(0)	(-10)	(+40)	(+2. 3%)
11-1-74		R7	690	560	130	20	110	580	84. 1%
非木造	戸建て以外	H30	7, 540	6, 820	720	120	600	6, 940	92.0%
		推移見込	(+1, 250)	(+1, 290)	(-40)	(0)	(-40)	(+1, 290)	(+1.6%)
		R7	8, 790	8, 110	680	120	560	8, 230	93.6%
合計		H30	18, 540	A 15, 610	2, 930	750	2, 180	16, 360	88. 2%
		推移見込	B (+2, 460)	(+2, 880)	D (-420)	(+30)	(-450)	(+2, 910)	(+3. 6%)
	ĒΤ΄	R7	21, 000	18, 490	2, 510	C 780	1, 730	19, 270	91.8%
				21, (000		21, 0		

2 建築物の耐震化の目標

(1) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

国土交通省「あり方研究会」の提言では、住宅以外の建築物の耐震化率については、特に耐震化の重要性の高い「耐震診断義務付け対象建築物」に重点化して建築物の耐震化率の目標を設定することが提言されました。

本市においては、既に耐震診断義務付け対象建築物は全て耐震化が終了していることから、特定既存耐震不適格建築物について耐震化の目標を設定します。

県と連携を図り建築物の安全性の向上を目指す

■ 目標設定の考え方

本市においては、公共建築物の耐震化は完了しており、民間の特定既存耐 震不適格建築物の所有者に対する耐震改修促進法及び建築基準法に基づく 指導等に関しては、県が実施する事項となります。

しかし、優先的に指導を行うべき建築物の選定及び耐震化等の実施などについて、所有者に近い自治体として県と連携を図り耐震化を推進していきます。

(2) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の目標

本市においては、本計画第2章 「2-3建築物の耐震化の現状」で整理したように、既に耐震診断義務付け対象建築物は耐震化率100%を達成しています。

(3) 市有建築物の耐震化の目標

市有建築物については、施設所有者として市民や施設利用者などの生命(安全)を守る責務があることから、耐震化が進んでいない施設については、関係部局と調整の上、建築物の倒壊危険度及び災害時に施設が担う役割などを考慮した優先順位付けを行い、財政事情を考慮しつつ、計画的に緊急度の高い施設から耐震化を図ります。





高取小学校体育館 (H15 耐震改修実施)



3 住宅・建築物の減災化の目標

大規模な地震時にも、住宅が倒壊せず、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、住宅の減災化対策について、取組の強化・促進を図ります。住宅の減災化では、容易で効果的な方法により、住宅倒壊による圧迫死をなくすことを目的とします。

また、建築物についても、地震による被害を少しでも抑え、市民の生活の迅速な復旧の一助とするために、減災化の目標を設定します。

減災化については、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目標と し施策に取り組みます。

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

4-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

地震による被害を最小限にとどめるためには、国、地方公共団体、所有者等が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方、及び国や地方公共団体が担うべき公助の考え方を基に、住宅・建築物の耐震化及び減災化の促進について連携して取り組むことが重要です。

市は、こうした自助や共助の取組をできる限り支援する観点から、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じ、耐震改修等の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

1 耐震化及び減災化の課題

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、主に次のような課題 に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進する上での主な課題

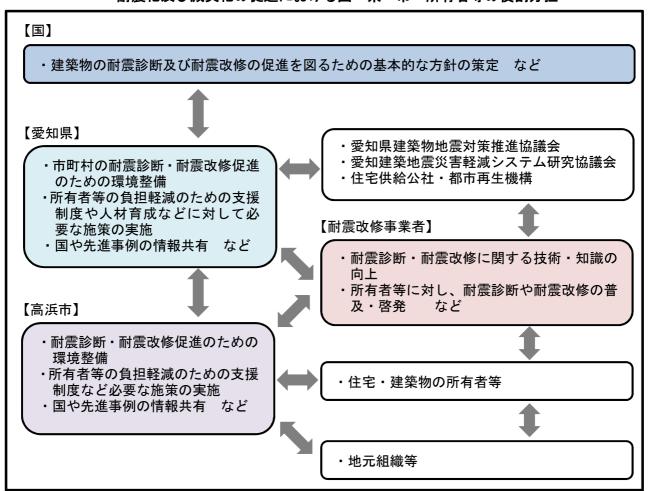
- 自分の家は地震が起きても大丈夫だと思っている
- 高齢で自分の代の後に住む人がいない
- 耐震改修工事のための費用が捻出できない
- 住宅・建築物の耐震化及び減災化を支援する補助制度を知らない
- 補助を受けるための条件が厳しく、手間もかかる
- 安心して改修工事を頼める業者が分からない

2 耐震化及び減災化に向けた役割分担

本計画の実現に向けては、国、県、市及び所有者等の役割と責任を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要があります。

国、県、市及び所有者等の主な役割は次のとおりで、市は所有者等が耐震化及び減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度構築など、耐震化及び減災化を促進するための取組や情報提供などを行いながら、お互いが危機管理を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進していく必要があります。

耐震化及び減災化の促進における国・県・市・所有者等の役割分担



4-2 住宅の耐震化の促進

1 取組の方針

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組むための 支援や環境整備の充実を図るとともに、県や関係機関及び地域の団体等と連携 し、意識啓発の普及などに努め、住宅の耐震化の推進を図ります。

2 耐震診断及び耐震改修の促進

(1) 木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震改修補助の継続実施

平成7年の阪神・淡路大震災では、旧耐震住宅の被害が大きく、死亡原因の第1位が家屋・家具類などによる圧迫死でした。この旧耐震木造住宅の耐震化を図ることが、防災対策として最も重要との認識に立ち、本市では国や県から補助を受け、平成14年度から無料による木造住宅耐震診断事業、平成15年度から木造住宅耐震改修補助事業を実施しています。

耐震改修や建て替え等の目安となる耐震診断については、平成30年度時点で 旧耐震木造戸建て住宅約2,010戸の95%に当たる約1,910戸から建て替えなど による約420戸と耐震診断済の約1,020戸を除いた約470戸の実施を目指します。 また、耐震改修については施策必要戸数である約680戸が、今後、補助制度を 活用するよう制度の周知・啓発に努めます。

なお、令和7年度の耐震化率95%の目標達成に向け、木造住宅耐震改修補助 事業の補助率の見直しや、低所得者などに対する補助限度額の拡充及び補助金 を市から施工業者に直接支払うことで、申請者の一時的な金銭負担を軽減する 制度(市補助金の代理受領制度)の導入を検討し耐震化の促進を図ります。

■本市における木造住宅無料耐震診断事業及び木造住宅耐震改修費等補助事業

_		
無料耐震診断事業	対象となる建物 (全てに該当)	 ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工した木造住宅 ・ 在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅 (プレハブ、ツーバイフォー、鉄骨造、コンクリート造等は対象外) ・ 用途が戸建て住宅、併用住宅、長屋、共同住宅に該当する木造住宅 ・ これまでに市が実施する無料耐震診断を受けていない木造住宅 ・ 平成 25 年度以前に耐震診断を受けた場合は、再診断が可能
耐震改	対象となる建物 (①又は②に該当)	①当市が実施する無料耐震診断で判定値が 1.0 未満と診断された木造住宅 ② (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震(現地)診断で判定 値が 1.0 未満と診断された木造住宅
修補助事業	対象となる改修工事 (どちらかに該当)	・上記耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満の場合(※1) → 耐震改修後の判定値を 1.0 以上かつ、構造評点のうち最も低い数値に 0.3 を加算した数値以上とする補強計画に基づく工事 ・上記対象建物②の診断結果(※2)において、得点が 80 点未満の場合 → 判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づく工事

※1:②の場合平成18年4月1日以後に実施したものに限る

※2: 平成18年3月31日以前に実施したものに限る

(2) リフォームと一体となった耐震改修の促進

耐震改修は、建築設備の更新やバリアフリー化など、他の目的のリフォーム に合わせて実施することで、コストや手間を軽減できます。このため、建築士 やリフォーム事業者などと連携して、リフォーム時に耐震改修の啓発なども併 せて行う仕組みを検討し耐震化の促進を図ります。

(3) 低コスト耐震化工法による耐震改修の促進

住宅・建築物の耐震改修を促進するためには、その所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが重要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

こうした中、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び愛知県、名古屋市、建築関係団体等により設立された「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組んでいます。愛知県では、これらの成果を受けて補助対象工法としてPR・普及を図るとしており、本市においても、窓口に案内チラシを置くなどして、周知に努めます。



「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」ホームページ

3 高浜市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの充実・改善

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、平成30年度から住宅耐震 化に係る取組・目標・実績をまとめた「高浜市住宅耐震化緊急促進アクション プログラム」を策定しています。以降、毎年度その進捗状況を把握・評価する とともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進します。

4 耐震改修促進税制及び融資制度の普及促進

(1) 耐震改修促進税制の普及促進

住宅の耐震化を促進するための手段として、耐震改修促進税制の周知・普及を図ることが重要です。

平成21年1月以降、一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した 年の所得税額が一定額控除される耐震改修促進税制が設けられており、既存 の旧耐震住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付して確定申告などを行 うことにより、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられる ようになっています。

このような観点から、市が支援する耐震改修に係る補助と合わせ、所得税の特別控除や固定資産税額の減額措置に必要な証明書を発行し、耐震化の普及・促進を図ります。

(2) 融資制度に関する仕組みの検討

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、住宅の耐震施策推進のため、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して借入金利の一定期間引下げなどの住宅ローン「フラット35」を設けています。

そこで、住宅金融支援機構と連携を図る仕組みを検討し耐震化の促進を図ります。

5 共同住宅等における公的機関を活用した耐震改修支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があります。耐震診断や耐震改修が進まない理由のひとつとして、この合意形成に至らないことが挙げられます。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸又は分譲により多くの共同住宅を供給してきたUR都市機構や地方住宅供給公社を始めとした公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

このことから、県と連携し、これら公的機関を活用した効果的・効率的な耐震化の推進を図ります。

4-3 建築物の耐震化の促進

1 取組の方針

建築物は都市機能や生活の重要な基盤です。公共施設はもちろん、民間施設である事務所や店舗、工場等の生産施設等は、大切な生活の場でもあります。 建築物を地震被害から守るということは生活を守ることであるため、耐震化を 促進する必要があります。

本市における住宅以外の建築物については、既に耐震診断義務付け対象建築物の耐震化が完了していることから、耐震改修促進法第14条に規定される特定既存耐震不適格建築物の耐震化について取り組みます。

2 建築物の耐震診断の促進

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法により、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。 そこで、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の必要性やその効果についての意識啓発を図るとともに耐震診断を促し、耐震化の促進を図ります。

4-4 住宅・建築物の減災化の促進

1 取組の方針

住宅の減災化を促進するため、段階的耐震改修や耐震シェルターの設置、家 具の転倒防止対策の促進、その他減災につながる取組の検討を行います。

また、建築物の減災化を促進するため、地震による建築物の被害を軽減又は 建築物で営まれる事業を継続若しくは速やかに復旧できるように事前に実施 できる減災化の取組を検討します。

2 住宅の減災化

(1) 段階的耐震改修補助制度導入の検討

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の評点を1.0以上にする耐震改修が困難なことが挙げられます。また、これまでの補助実績から、耐震診断の評点の悪いものほど耐震改修されない傾向にあります。

一方、既往の研究から、評点0.7以上に耐震改修することで住宅の全壊率が 大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かってきました。

そこで、これまでのように一度で評点1.0以上にする耐震改修だけでなく、 1段階目に評点0.7以上、2段階目に評点1.0以上にするような段階的耐震改修 の補助制度の導入について検討していきます。

(2) 耐震シェルター等の設置の促進

耐震性のない住宅の全体の耐震改修を行うには、耐震診断結果や耐震改修 工法により異なりますが、ある程度の費用が必要です。

本市では、住宅全体の耐震改修が困難な場合においても、住宅内に安全な場所を確保し、ご自身やご家族の生命を守っていただくことを目的として、平成21年度から、木造住宅に耐震シェルター又は防災ベッドの設置に対する補助制度を創設しています。

なお、補助申請は本市の無料耐震診断を受けていることが条件となります。

■高浜市木造住宅耐震シェルター等設置費補助制度の概要

世帯区分		対象
高齢者等非	‡課税世帯	次の全てに該当する世帯 1. 申請時点で65歳以上の高齢死者又は障がい者を含む世帯 2. 高齢者又は障がい者が主として使用する部屋に設置する場合 3. 世帯の生計中心者(所得の一番多い方)の前年分所得税が非課税の場合 ※前年分所得税が課税されている場合も、耐震診断判定値が 0.4以下の場合は適用
	般	高齢者等非課税世帯に該当しない世帯

(3) 家具の転倒防止対策の促進

十分な耐震化が実施されていても、家具などの転倒 防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり 避難時に支障が生じたりすることが考えられます。特 に災害時に瞬時に動くことが困難な高齢者や障がい 者などに対して、最も手軽にでき、かつ有力な地震対 策として、家具の転倒防止器具の取付けの推進を図る 必要があります。



本市では、おおむね65歳以上の単身高齢者などを対

象に、家具転倒防止器具取付事業を実施しています。今後も民生委員を始め とした関係団体や地域団体と連携を図り事業を推進していくとともに、事業 の対象とならない方に対しては、家具を固定することの重要性や固定方法な どをホームページへの掲載などにより周知を図り、家具転倒防止を積極的に 推進します。

■高浜市家具転倒防止器具取付事業の概要

対象者	取付家具数・利用回数	費用			
1. おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 2. おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方 3. 身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、同居家族にこれらの手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない世帯	・作業時間:2時間以内 ・取付家具数:2点程度 ・利用回数:年1回	・取付費:無料 ・材料費:有料 (1組500円~1,500円程度)			

3 建築物の減災化

建築物の耐震改修工事が困難な場合においても、可能な減災対策のあり方を 検討し、対策に取り組むことで地震による被害を少しでも抑え、市民の生活の 迅速な復旧の一助とします。

(1)窓ガラス・天井の落下防止対策の促進

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井などは、落下等により、建築物利用者だけでなく避難者など周辺への被害を発生させる危険性があり、平成26年4月に天井の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部が改正施行されました。

窓ガラスやつり下げ天井などの落下による危険性をホームページへの掲載などにより周知を図るとともに、必要に応じ所管行政庁である県と連携を図り、適切な対応に努めます。

(2) エレベーターの安全対策の促進

地震発生時に多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、 利用者が長時間にわたり閉じ込められるなどの被害が発生し混乱が生じまし た。

このような被害を避けるため、平成26年4月にエレベーター並びにエスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法について、市民等に対しホームページへの掲載などにより周知を図るとともに、県や関係団体と協力して、設置者などに対し地震発生時におけるP波*感知型地震時管制装置を始めとした安全装置の設置を推進し、市民の不安解消と被害防止に努めます。

※P波: 地震発生時最初に到達する地震波で、初期微動を起こす。

4-5 耐震化・減災化に向けた環境整備

1 取組の方針

耐震化及び減災化を促進するための環境整備を推進するため、「人材育成」「地震に強いまちづくり」「普及・啓発」の分野に対し、愛知県建築物地震対策推進協議会や愛知県地震災害低減システム研究協議会と連携し、取組を行います。

住宅・建築物に関連した地震による人的被害や財産被害を防止するためには、 住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは十分とはいえません。過去の地震に おいても、ブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧迫死などのほか、窓ガラス や天井の破損・落下、エレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊等によ る大きな被害が発生しており、これらについても対策を推進する必要がありま す。

2 人材育成

(1) 耐震診断技術者の養成と確保

地域の中に耐震診断や耐震改修について知識や経験のある建築士が多く在 住・在勤することは、住民や事業者に安心感を与えるとともに、耐震化を進 める上で大きな財産となります。

「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の 普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び 宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度

判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、県及び県内全市町村並びに(公社)愛知建築 はじめ11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」が県により設置され、人材の育成が行われています。



■愛知県建築物地震対策推進協議会ホームページ

これを踏まえ、市内在住・

在勤の1級、2級、木造建築士を対象として、県や本協議会が開催する耐震診断技術等に関する講習会などへの参加を積極的に働きかけ、耐震診断員の養成と確保に努めます。

(2) 耐震化アドバイザーとの連携

「愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会」では、耐震化に関する専門的な知識を得るための講義を開講し、地域において住宅・建築物の耐震化に関するアドバイスを行う人材を育成する「耐震化アドバイザー養成講座」を実施しております。

講座を修了された「耐震化アドバイザー」は、地域での耐震診断・改修、相談窓口等の耐震化を進めるけん引役として、独自の活動を展開するものとされており市はその活動との連携を図ります。

3 地震に強いまちづくり

(1) まちづくり協議会など地域が主体となった防災まちづくりの推進

耐震化の促進は、所有者一人ひとりが自主的・積極的に取り組む必要がありますが、住宅・建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには、日頃から地域が連携して地震対策に取り組むことが必要です。

本市では、全ての小学区単位で構成される「まちづくり協議会」が設置されており、安心・安全なまちづくり等の実現に向け、地域の実情にあった様々な事業を検証し実践しています。

今後、県の防災まちづくり支援などの活用も視野に入れ、「まちづくり協議会」を始めとした地域が主体となって、減災効果の高い住宅の耐震化、家具の転倒防止、ブロック塀対策などに関する啓発普及などを始めとした防災まちづくりの推進に取り組み、耐震化を推進するとともに地域防災力の向上を図ります。

(2) あいち防災リーダー及び高浜市建築耐震研究会などとの連携

県では、「防災・減災カレッジ」の開講や「NPO 法人あいち防災リーダー育成支援ネット」による防災リーダー育成を行っています。あいち防災リーダーは、地域における防災活動のリーダー的存在として地域の防災活動を積極的に展開していくことを目的として活動しています。

本市では、市内在住等の建築士の有志により構成される「高浜市建築耐震研究会」が組織されており耐震診断を始めとした様々な活動に取り組んでいます。

これらの地域で活動する知識や経験のある団体と連携し、住民などに対しより専門性の高いきめ細やかな普及啓発などに努め、耐震化の促進を図ります。

(3) 耐震出張相談会等の実施

本市では「高浜市建築耐震研究会」協力のもと、無料耐震相談を毎月受付けております。その他にも各町内会に直接出張する耐震に関する相談も受け付けており、今後も地域に歩み寄る啓発活動を行い耐震化の促進を図ります。

4 耐震化・減災化を促進するための普及・ 啓発

(1) インターネットによる情報発信

ホームページなどにおいて、本市が実施する無料耐震診断や耐震改修費補助制度、耐震改修に係る優遇税制、高浜市地震防災マップの被害想定、県などが主催する講習会等の情報を掲載し、所有者等への情報提供を図ります。



■高浜市のホームページによる情報発信

(2) 地震防災マップの活用

地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進するためには、住民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険性について正しく理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じておくことが重要です。

このような観点から、現在の「高浜市防災マップ」を活用し、地域の危険性に対する情報提供を行い、住民や事業者などに対し意識啓発を図ります。

また、今後も新たなマップの作成や前掲のマップの見直し等にあたっては、県の耐震改修促進計画に記載のある項目を参考に、住民や地域団体等の意見も踏まえ検討することとします。



■高浜市防災マップ

(3) パンフレットの作成と活用及び配布

県などからの情報提供を基に、住宅・建築物の耐震化に関する事業者向け パンフレットの作成等を検討し、事業者等からの相談の際に配布説明するな ど、耐震化の普及啓発を図ります。

(4) 各種イベントなどの活用

防災訓練や地域のイベントなどを通して、パンフレットの配布や相談会などを開催し、イベント参加者等に対し住宅・建築物の耐震性の確保の重要性などについて啓発を図ります。

(5) あいち耐震改修N倍プロジェクトへの参加

県では、耐震改修事業者(設計者・施工者)と行政(県・市町村)が連携して耐震改修を強力に進めていくため、「あいち耐震改修N倍プロジェクト」として、耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習の開催、耐震推進事業者を支援するツールの作成など、耐震改修を進めるための様々な取組を行っています。

本市は、この活動に積極的に参加していきます。

このプロジェクトの活動内容のほか、県下市町村の耐震改修等に関する相談窓口、



■あいち耐震改修ポータルサイト

耐震改修に意欲的で技術力を有する「あいち耐震改修推進事業者」、耐震改修 事例等の情報を「あいち耐震改修ポータルサイト」として情報提供していま す。

(6) 住宅・建築物所有者へのメリットの周知

宅地建物取引業法の改正により、耐震性能の確保が資産価値の向上につながることや税の減免制度について事業者等に周知を図り、事業者の耐震化に対する意識や関心度の向上を図ります。

(7) 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

住宅・建築物の耐震化や減災化を促すためには、住民や事業者などが気軽に 相談できる窓口を充実することが重要です。また、様々な相談に対して的確に 対応することが必要となります。

そこで、より専門性の高い充実した相談体制が構築できるよう、県や高浜市 建築耐震研究会を始めとした地域の関係団体と連携を図りながら、耐震診断や 耐震改修、減災化対策の必要性やその効果についての意識啓発を図ります。

5 重点的に耐震化を進める地域の設定

本市は、南海トラフ巨大地震の要因となる東海地震の防災対策強化地域及び、 東南海・南海地震の防災対策推進地域として指定されており、住宅・建築物の 耐震化を含めた早急な防災対策が必要な地域です。また、東海地震や東南海・ 南海地震に限らず、内陸型地震などによる被害も想定されます。

この状況を踏まえ、市内全域を「重点的に耐震化を進める地域」とすることを基本とし、このうち、旧耐震建築物に該当する木造住宅の密集する地域や災害時において重要拠点なる住宅・建築物などが集積している地域などについては「より重点的に耐震化を進める地域」とし、耐震化の推進を図ります。

【住宅】

呉竹町

小池町

217

80

旧耐震住宅に該当する木造住宅は、過去の地震における被害状況などから、その耐震性について特に問題があり、早急な対策が必要です。

このことから、住宅については、旧耐震住宅でかつ耐震改修を実施していない木造戸建住宅が特に密集する青木町・春日町・呉竹町・田戸町・屋敷町を「より重点的に耐震化を進める地域」とします。

町名 棟数 町名 棟数 町名 棟数 町名 棟数 青木町 307 59 6 沢渡町 新田町 向山町 110 屋敷町 碧海町 90 清水町 63 八幡町 103 219 春日町 216 神明町 46 稗田町 129 湯山町 78

196

■旧耐震住宅でかつ耐震改修を実施していない木造戸建住宅の棟数

【特定既存耐震不適格建築物及び市有建築物】

豊田町

田戸町

特定既存耐震不適格建築物及び市有建築物については、避難施設や救護施設を始めとした災害応急対策活動に必要な建築物を有する地域及び避難・救護や物資の供給などを迅速に行うために必要な緊急輸送道路の沿道に建築物を有する地域を「より重点的に耐震化を進める地域」とします。

二池町

本郷町

169

140

芳川町

論地町

64

133

4-6 建築物に対する指導等について

1 建築物の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法により、耐震診断を 行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。 所管行政庁等は特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確 な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導等を行うことになりま す。

耐震化を早期に推進するため、所管行政庁は定期的に全ての建築物について 耐震化の状況を調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、さらに 建築基準法第2条1項35号の特定行政庁として勧告・命令を行うことができます。 市は、所管行政庁等である県及び市内公共施設管理者等と連携し、特定既存 耐震不適格建築物の耐震化を促進していきます。

指導・助言の対象は、耐震改修促進法第14条第1~3号に規定されたものです。 指示、公表、勧告・命令の対象は、指導・助言の対象となる特定既存耐震建築物のうち、不特定かつ多数の者の利用や、地震の際に避難の確保や多大な被害につながる特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第15条第2項に規定されたもの)です。

次ページに耐震改修促進法に規定された所管行政庁等が行う指導・助言等の 規制対象一覧を示します。

■耐震改修促進法に規定された所管行政庁^{※1}が行う指導・助言等の規制対象一覧

		「杜古町七斗子	[要緊急安全確認大規模建	
用途		[特定既存耐震	築物]	
		指導・助言対象^{※2} となる 規模要件	指示対象^{※3} となる規模要 件	耐震診断義務付け となる 規模要件
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、 特別支援学校	階数2以上かつ1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
/	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		plinkt
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000 ㎡以上	階数1以上かつ2,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その 他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会堂 展示場		- - - 階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
卸売市場		- Haw 0 (0.2.1) 1,000 m/s 2		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗 ホテル、旅館		-	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
質貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育 所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			階数3以上かつ2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
	食物の貯蔵場又は処理場の用途 建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの自動車車庫をの他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建物			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物		政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵、処理する全ての建築物	床面積 500 m ³ 以上	階数1以上かつ5,000 ㎡以上(敷 地境界線から一定距離以内に存 する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	左に同じ	[要安全確認計画記載 建築物] 耐震改修促進計画で指定する重 要な避難路の沿道建築物であっ て、前面道路幅員の 1/2 超の高 さの建築物(道路幅員が 12m 以 下の場合は 6m 超)
防災上重要な建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

- (注)マンションを含む住宅や小規模建築物についても指導・助言対象となりました。(法第16条)
- ※1 所管行政庁とは建築主事を置く地方公共団体の長のことで、本市の場合は愛知県知事となります。 (法第2条第3項)
- ※2 指導・助言とは法第15条第1項に基づく指導・助言をいい、規模要件は法第14条該当の建築物です。
- ※3 指示とは法第15条第2項に基づく指示をいいます。

第5章 その他関連する施策等

5-1 関連する安全対策

(1) ブロック塀の安全対策の促進

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を 閉塞したりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。 本市では、減災化促進の取組として、ブロック塀等の撤去費用の一部の補 助を行っており、今後もブロック塀の倒壊の危険性や補助制度についてホー ムページへの掲載などにより周知を図り、安全性の向上を目指します。

■ブロック塀等の撤去費補助事業

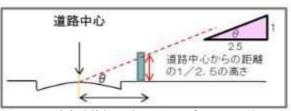
補助要件	補助金額	
・道路、公共施設に面し、高さ1m以上ある組積造(コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの塀、門柱)で、地震により倒壊、転倒のおそれのあるもの	 ・次の(1)もしくは(2)のいずれか少ない額に 1/2を乗じて得た額 (1)ブロック塀等の撤去に要した費用 (2)ブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じ て得た額 	

なお、高浜市ブロック塀等撤去費補助事業の対象となる路線等は、住宅や 事業所等の各敷地から高浜市地域防災計画に定める指定避難所及び指定緊急 避難所の各敷地に至る避難経路です。

■耐震改修促進法の改正により、一定規模以上のブロック塀等が耐震診断義務付け対象に追加

平成30年6月に発生した大阪府北部地震(マグニチュード6.1、最大震度6弱)では、大阪府高槻市内の小学校のブロック塀が倒壊し、女子児童1名が亡くなりました。これを受けて、平成31年1月に改正施行された耐震改修促進法施行令において、都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に記載する避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等が新たに通行障害建築物として位置付けられ、耐震診断が義務付けられることになりました。

その前面道路に面する部分の長さが 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5 で除した数値を超えるブロック塀等であって、建物に付属するもの



通行障害建築物に追加されたブロック塀等

なお、愛知県建築物耐震改修促進計画で本市内における耐震診断義務付け路線として 指定されている道路の沿道には、耐震診断が義務付けられるブロック塀はありません。 また、本計画においては、耐震診断義務付け路線は指定していません。

(2) 耐震改修計画の認定の周知

耐震改修促進法第17条に基づき、所管行政庁である県が耐震改修計画を認 定した場合、容積率や建蔽率の緩和を受けることができます。

本計画認定を円滑に活用できるよう周知を図ります。

(3) 液状化対策・津波対策の情報提供

液状化マップ等により市民の居住地や住宅・建築物の建設予定地の危険度 確認を周知するとともに、液状化対策・津波対策に関する情報提供を図りま す。

(4) 新耐震住宅の安全対策の周知

新耐震住宅についても、今後、築40年以上のものが増加することから、劣化箇所の補修や家具の転倒防止について周知を図ります。

第6章 計画達成に向けて

6-1 フォローアップ

令和7年度及び令和12年度における耐震化目標の達成には、県や地域の関係団体等と連携した計画の適切な進行管理が重要となります。

本計画では、災害応急活動に必要な建築物及び多数のものが利用する公共建築物について、特に耐震化を促進することが重要な建築物として位置づけています。これらの建築物については、耐震化が本計画に沿って進んでいるか進捗状況を定期的に確認しながら耐震化の促進を図ります。

また、民間建築物については、所管行政庁と連携し、指導・助言のための進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図ります。

住宅については、年度ごとの耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績、昭和56年以前建築木造家屋一覧等を基に町単位ごとに耐震化の進捗状況の管理・確認を行います。

6-2 計画の中間見直し

本計画について、計画期間の中間年度である令和7年度に、住宅・土地統計調査の結果に基づき、計画の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行うとともに、関連計画等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直した上で耐震化及び減災化の促進を図ります。

また、国・県が行う南海トラフ等の地震被害予測調査結果が更新された場合、 その結果を基に、必要に応じて計画を見直します。

高浜市建築物耐震改修促進計画

高浜市役所 都市政策部 都市計画グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 TEL (0566)52-1111(代表) E-mail:tokei@city.takahama.lg.jp